

葛飾区街路灯維持管理要領

16 葛都維第 1467 号
平成 17 年 3 月 29 日
都市整備部長決裁

(目的)

第 1 この要領は、葛飾区が管理する区道等における交通の安全を図るとともに、防犯及び区民の生活環境の向上に資するために設置する街路灯の効果的かつ効率的な維持管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 区道等 区が管理する道路法上の道路、認定外道路、区有通路、水路敷を道路化したもの、協定に基づく道路及びこれに準ずる道路をいう。
- (2) 街路灯 区が管理する街路灯、横断歩道灯及びブリンカーライト等の道路照明施設をいう。
- (3) 照度 単位面積当りに入射する光束をいう。単位はルクス (lx) を用いる。

(照度等の確保)

第 3 街路灯の維持管理に当たって確保すべき平均照度は、区道等の幅員が 8.2 m 未満は 3ルクス以上、8.2 m を超え 16 m 未満は 5ルクス以上、16 m 以上は 7.5ルクス以上とする。

(技術基準)

第 4 街路灯に関する技術的基準は、主管課長が別に定める街路灯技術基準によるものとする。

(局部照明)

第 5 次の各号に掲げる箇所については、局部照明を適宜施すことにより、安全性の向上を図るものとする。

- (1) 交差点
- (2) 横断歩道のある箇所
- (3) 道路の曲折した箇所
- (4) 駅前広場
- (5) その他、主管課長が必要と認める箇所

(維持管理計画)

第6 街路灯の維持管理は、主管課長があらかじめ作成する維持管理計画に基づき実施するものとする。

(準用)

第7 区道等の新設等による街路灯の設置については、この要領の第2から第5の規定を準用するものとする。

(委任)

第8 この要領の施行に必要な事項は、主管課長が別に定める。

付則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。